

## 生駒市規則第34号

生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則

生駒市病院事業会計規則（平成22年12月生駒市規則第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 予算（第62条―第66条）」を

「第5章の2 引当金（第61条の2）  
に改める。

第6章 予算（第62条―第66条）」

第61条中「昭和27年総理府令第73号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

#### 第5章の2 引当金

（引当金の計上）

第61条の2 施行規則第22条の規定により、将来の特定の費用又は損失に該当する賞与については、当該賞与の金額を賞与引当金として予定貸借対照表等（同条に規定する予定貸借対照表等をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

第62条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第68条各号を次のように改める。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理

第70条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) キャッシュ・フロー計算書

第70条に次の1項を加える。

- 2 前項第7号の予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。